家電リユース・リサイクルに関する合同委員会

委員 北原 國人 (全国電機商業組合連合会副会長)

1. 組織の沿革

当連合会は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき地域電気店を構成員として、 全国 46 都道府県(沖縄県除く)の商工組合を会員に連合会として設立、現在構成員が全 国で 25,000 社(店)をもって、自立経営の促進と社会的使命達成の活動を行っている。

2.地域電気店のリサイクル・リユースの現状

中小の地域電気店は、従業者数が 2 人~4 人が大多数であり、それぞれの地域で消費者と電気店がコミニュケーションがはかれる顔の見える状態で、家電製品の販売・設置・修理を行なっている。

一方、業界は熾烈な価格競争下にあり、リサイクル法の履行もコミニュケーション が図られているが故に困難な状況がある事も現実としてある。

地域店は、自店の顧客が保有している家電品の把握は容易に行える地の利にあり、 買替え、リサイクル、リユース、修理・保守等を適切にサポートし、消費者の要望に 応えた営業を行っている。しかし、昨今の省エネ製品の普及や家族構成の変化等種々 の事情によって、買替えを希望される場合は、その製品の使用実態、作動状況などを 細かくチェックを行ったうえで、消費者とリサイクルするか、リユースするかを相談、 リサイクル品はその場でリサイクル券を発行し引取る等対応しているのが現状である。 リユースとして引取った製品は自店において、技術者がさらに入念にチェックや清

地域店のリユースに関する調査で「時々リユースできる製品がある」とするものが全体の38.8%、「全てリサイクル」は50.5%、10.7%が「リユースとして引取りがある」とする結果であり、地域店の引取りの中で、買換えによるリユース品は極少数であり、89.3%はリサイクルの処理となっていると見られる。

掃を行い、「貸し出し用」「自店販売」「中古業者への引渡」等様々な対応をしている。

しかし、ガイドラインが制定された後の変化・予測は難しい。

<u>3.家電リユースのガイドライン対する考え方</u>

- (1)家電リサイクル法において 3R と言えども、リユースのあり方について、今まで全くなにも示されていなかったこと自体が不思議であり、ガイドライン(ルール)の作成は遅いくらいに思っている。
- (2)現在、一部の家電販売業者が行なっているリユースは、消費者がリサイクル料金を払いたくない(ゴミをすてるのに金は払いたくない)とする心理を捕らえたリユースであり、家電リサイクル法の抜け道になっていると思われる。この点が是正出来るガイドラインが必要と思う。(値引き行為に利用しているものもある)(下取り)

その意味でも、前回資料の 2P 1 の「家電リサイクル制度において、小売業者は、 買換時の下取り慣行に基づき、消費者の直接の窓口として・・・・」の表現は、値 引き行為としての下取りを推奨するとの誤解を与えかねないものであり、変更する 必要があると思う。

- ・製品の普及期、素材が有価物として高価格で取引した時代に行われたが、現在 この慣行は一部の販売事業者が値引き行為として行なっているに過ぎない。
- ・家電販売業界に、今も値引き行為としての下取り慣行があるとの理解になる恐れがある。
- (3)リユースがビジネスとして消費者、一般に認知されるガイドラインとする必要を感ずる。
- (4)現在、業界は省エネルギー機器の普及に努めているところであり、この事には経産 省も環境省も積極的に取組み、買替え促進が行われている。反面リユースを推進す る、我々流通は「省エネ製品の普及」「環境・循環型社会」と一面矛盾することを同 時に進めることに疑問をもっている。この点を社会一般にも理解、認識できる仕組 みを行政として明確にする必要があると思われる。
- (5)リユースを巡っては、家電リサイクル法を通じて小売業者が行うものの他に、多様な業者、例えば「買い子」と言われる、町内巡回収業者のある事も事実であり、正常なリユースを進める上で、法律関連も含めた対応もありうるのか、明確にしていくが必要と思われる。

4.ガイドラインの設計課題・項目

- (1)拘束力(義務化)をもたない、市場原理に委ねた販売事業者の自主的なガイドラインで良いか否かの検討は必要ないか。
- (2)リユースか、リサイクルかを誰が、どの段階で区分するか
- (3)仮:判定・査定基準
- (4)リユース品の安全対策
- (5)一般市場流通商品とリユース品の見分け
- (6)自店販売と中古品業者への引渡しの場合の区分
- (7)家電リサイクル券との関係
- (8)技術資格の対応